

	特定麻薬向精神薬原料	麻薬向精神薬原料	適用除外 次の濃度以下の物については、麻薬及び向精神薬取締法の規定が除外されます。	事故の届出 次の数量を超える麻薬向精神薬原料につき事故が生じた場合は、事故の届出が必要です。
1		アセトン	50%	150kg
2		アントラニル酸及びその塩類	アントラニル酸として50%	アントラニル酸として30kg
3		エチルエーテル	50%	140kg
4		塩酸	塩化水素を10%	塩化水素を20kg
5		トルエン	50%	170kg
6		ピペリジン及びその塩類	ピペリジンとして50%	ピペリジンとして500g
7		メチルエチルケトン	50%	160kg
8		硫酸	10%	20kg
9	○	N-アセチルアントラニル酸及びその塩類	N-アセチルアントラニル酸として50%	N-アセチルアントラニル酸として40kg
10	○	4-アニリノ-1-フェネチルピペリジン及びその塩類	4-アニリノ-1-フェネチルピペリジンとして50%	(数量にかかわらず届出が必要)
11	○	イソサフロール	50%	4kg
12	○	エルゴタミン及びその塩類	エルゴタミンとして50%	エルゴタミンとして20g
13	○	エルゴメトリン及びその塩類	エルゴメトリンとして50%	エルゴメトリンとして10g
14	○	過マンガン酸カリウム	10%	55kg
15	○	サフロール	50%	4kg
16	○	ピペロナール	50%	4kg
17	○	1-フェネチルピペリジン-4-オン及びその塩類	1-フェネチルピペリジン-4-オンとして50%	(数量にかかわらず届出が必要)
18	○	無水酢酸	50%	210kg
19	○	メチル=2-メチル-3-(3,4-メチレンジオキシフェニル)-オキシラン-2-カルボキシラート及びその塩類	メチル=2-メチル-3-(3,4-メチレンジオキシフェニル)-オキシラン-2-カルボキシラートとして50%	(数量にかかわらず届出が必要)
20	○	2-メチル-3-(3,4-メチレンジオキシフェニル)-オキシラン-2-カルボン酸及びその塩類	2-メチル-3-(3,4-メチレンジオキシフェニル)-オキシラン-2-カルボン酸として50%	(数量にかかわらず届出が必要)
21	○	3,4-メチレンジオキシフェニル-2-プロパノン	50%	4kg
22	○	リゼルギン酸及びその塩類	リゼルギン酸として50%	リゼルギン酸として10g

※麻薬向精神薬原料のうち、アセチレンを充てんした容器に内蔵された多孔物質に浸潤させたアセトン、放射性物質を含有する物は、麻薬及び向精神薬取締法の規定が除外されます。

令和2年5月現在